

電波法施行令の一部を改正する政令の概要

1. 改正理由

近年の無線技術の進歩等により、コミュニティ放送をする無線局及び受信障害対策中継放送をする無線局の無線設備は、周波数及び空中線電力の安定度の向上及び調整の自動化が図られ、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、操作を行うことが可能となったことから、これらの無線設備の操作に必要な無線従事者の資格について緩和するもの。

2. 改正内容

第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第二級総合無線通信士及び第三級総合無線通信士の操作の範囲に、コミュニティ放送をする無線局及び受信障害対策中継放送をする無線局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作を追加する等の改正を行う。

3. 施行期日

公布の日